

評価細目の第三者評価結果

評価対象Ⅰ 保育の理念

1 子どもの最善の利益の考慮

	第三者評価結果
I-1 理念が明文化されている。	Ⓐ・b・c
I-2 理念に基づく基本方針が明文化されている。	Ⓐ・b・c
I-3 理念や基本方針が職員に周知されている。	Ⓐ・b・c
I-4 理念や基本方針が保護者や地域の住民、関係機関等に周知されている。	a・Ⓑ・c
I-5 一人ひとりの子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	Ⓐ・b・c

評価所見

日光市の統一された保育理念・保育方針・保育目標が明確化され、更に当保育園としての保育目標が盛り込まれている。理念や方針について職員に配布し、園内研修において確認し、共通理解を深めている。保護者には保護者会を通して配布うえ説明している。地域住民や関係機関への周知は十分ではない。子ども一人ひとりの個別計画書を作成し、職員間で話し合い共通・理解を図っている。又、個別計画書は保護者に説明し、話し合い確認を図っている。保護者とは、常に情報交換して子ども一人ひとりを尊重した保育が出来るよう心がけている。

評価対象Ⅱ 子どもの発達援助

1 子どもの福祉を増進することに最もふさわしい生活の場

	第三者評価結果
Ⅱ-1 子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	Ⓐ・b・c
Ⅱ-2 食事を楽しむことができる工夫をしている。	Ⓐ・b・c
Ⅱ-3 乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。	Ⓐ・b・c
Ⅱ-4 健康診断・歯科検診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	Ⓐ・b・c

評価所見

健康管理については安全管理マニュアルや登園時の視診・触診・保護者からの情報により子ども一人ひとりの健康や安全な生活が出来るよう取り組んでいる。食事は空き部屋を利用し、全職員・全園児一緒に会食している。誕生会では、バイキング形式も取り入れている。又、全員で食事をとるため、職員間で喫食状況などが共有され献立や調理についても工夫されている。健康診断・歯科検診の結果については書面で保護者に伝達されている。

2 生活と発達の連続性

	第三者評価結果
II-5 子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。	Ⓐ・b・c
II-6 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	Ⓐ・b・c
II-7 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法が配慮されている。	Ⓐ・b・c
II-8 事業所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	a・Ⓑ・c

評価所見

子ども一人ひとりを受容し、送迎時の会話や連絡帳を活用して保護者と連携を図り、職員間でも共通理解が出来るよう取り組んでいる。現在障がいのある子どもはいないが、障がいに関する研修会に参加し、園内で報告会を行っている。長時間保育は無いが、要望にあった場合には柔軟な対応をしてサービスをしている。他保育園の転園については、安心して継続利用が出来るよう市の統一した引継書にて対応している。

3 養護と教育の一体的展開

	第三者評価結果
II-9 保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。	Ⓐ・b・c
II-10 定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	Ⓐ・b・c
II-11 指導計画を適切に作成している。	Ⓐ・b・c
II-12 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	Ⓐ・b・c
II-13 保護者の関わりや子どもの活動等について理念や方針にのっとった方法が文書化され保育が提供されている。	Ⓐ・b・c
II-14 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	Ⓐ・b・c
II-15 一人ひとりの子どもに関する保育・保育サービス実施状況の記録が適切に行われている。	Ⓐ・b・c
II-16 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	Ⓐ・b・c
II-17 一人ひとりの子どもの状況等に関する情報を職員間で共有化している。	Ⓐ・b・c
II-18 乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	Ⓐ・b・c
II-19 1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	Ⓐ・b・c
II-20 3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	Ⓐ・b・c
II-21 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮されている。	Ⓐ・b・c

評価所見

毎年度当初職員会議で保育課題の見直しを行ない、実態に即した保育課程を作成している。定められた手順によりアセスメントを実施している。子ども一人ひとりの発達に合せた個別計画書が作成されており、保育実施状況が日誌により確認され、指導計画の見直しに反映されている。「年2回の自己評価に加え、市独自のチェックリストを使い年6回の自己評価を実施し、見直しに活かしている。」個人情報適切に保管・管理され、職員は個人情報の取扱いについても守秘義務を守っている。園児は少人数のため、クラスは2クラスで1歳児～5歳児の異年齢保育の良さを活用し、子ども一人ひとりの様子を観察しながら援助や言葉かけを行っている。学校との交流は盛んであり、学校行事の参加はもちろん、本年は小・中・保育園の合同運動会を開催し、地域全体で運動会を盛り上げた。

4 環境を通して行う保育

	第三者評価結果
II-22 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。	(a)・b・c
II-23 子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	(a)・b・c
II-24 子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友だちとの協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。	(a)・b・c
II-25 子どもが主体的に身近な自然や社会とかがかわれるような人的・物的環境が整備されている。	(a)・b・c
II-26 子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。	(a)・b・c

評価所見

事故防止点検表での確認、トイレや手洗い場など清潔に保たれている。基本的な生活習慣が無理なく身につくよう保護者と連携しながら、一人ひとりの様子を把握して対応している。身近な自然を利用し、散歩や地域住民とのふれあいを大切にしながら様々な体験を通して社会との関わりを大切にしている。保育園においては、異年齢児との交流が自然に行われ、そこから芽生える「おもいやり」や「やさしさ」を大切にしたい取り組みをしている。子どもの手の届くところに遊具等を置き、自由に使用出来る環境の整備も図られている。

評価対象Ⅲ 保護者に対する支援

1 家庭との緊密な連携

	第三者評価結果
III-1 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	(a)・b・c
III-2 家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。	(a)・b・c
III-3 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者との共通の理解を得るための機会を設けている。	(a)・b・c
III-4 虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	(a)・b・c

評価所見

子どもの食に関する家庭との連携については献立表を配布する他、毎月食育だよりを発行し、保育参加時には給食の試食を通して、食事の状況について話し合われている。保護者との連携については日常の送迎時の会話や個別面談会において意見交換しており、必要に応じて懇談できる機会を設けている。虐待防止については家庭における養育状況の把握に努め、子どもの身体的状態を観察し、虐待の研修に参加するなど職員の共有化を図り、虐待防止に向けた取り組みを行っている。

2 地域における子育て支援

	第三者評価結果
Ⅲ-5 子どもと地域とのかかわりを大切にしている。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-6 地域の福祉ニーズを把握している。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-7 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-8 事業所が有する機能を地域に還元している。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-9 必要な社会資源を明確にしている。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-10 ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・Ⓑ・c
Ⅲ-11 関係機関等との連携が適切に行われている。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-12 利用希望者に対して選択に必要な情報を提供している。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-13 保育・保育サービスの開始にあたり保護者等に説明し同意を得ている。	Ⓐ・b・c

評価所見

地域との交流は様々な施設を利用したり、定期的にデイサービスセンターに訪問したりと日常的に地域住民との交流を大切にしている。散歩等でのあいさつや会話、園の行事への地域住民への招待等積極的に取り組んでいる。地域の福祉ニーズの把握は、市の子育て支援課からの情報や保護者との会話の中で把握し、子育て相談事業や園庭開放などのサービスを行い、保育園の機能を地域に還元している。ボランティアの受け入れもマニュアルが作成され、事前打合せを行い適切に対応している。関係機関との連携については、子育てネットワークを通して連携が図られている。入園予定者に対して随時、見学を受け入れる他、入園説明会にて「入園のしおり」を用いて、保護者に分かりやすく説明し、同意のうえサービスの開始を行っている。

評価対象Ⅳ 保育を支える組織的基盤

1 健康及び安全の実施体制

	第三者評価結果
IV-1 緊急時（事故、感染症の発生時など）における利用者の安全確保のための体制が整備されている。	Ⓐ・b・c
IV-2 災害時に対する利用者の安全確保のための取組を行っている。	a・Ⓑ・c
IV-3 子どもの安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	Ⓐ・b・c
IV-4 アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	Ⓐ・b・c
IV-5 調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。	Ⓐ・b・c

評価所見

子どもの安全確保のため安全管理・危機管理マニュアルが整備され、緊急連絡カードが作成し職員間で共有を図り、また、職員全員が救急救命の講習を受講して、組織として安全確保の体制が確立されている。アレルギー疾患については入園時に保護者に聞き取りを行い食物アレルギーの園内研修で確認し、職員間の共有化が図られている。調理場や水回りなどの衛生管理のマニュアルがあり、清潔に保たれている。また、「県西健康福祉センター」による感染症機動班による指導を受け、食中毒や感染症についての防止対策に取り組んでいる。

2 職員の資質向上

	第三者評価結果
IV-6 保育・保育サービスの質について定期的に評価を行う体制を整備している。	Ⓐ・b・c
IV-7 保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。	Ⓐ・b・c
IV-8 評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善実施計画を立て実施している。	a・Ⓑ・c
IV-9 必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	a・Ⓑ・c
IV-10 人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	Ⓐ・b・c
IV-11 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	Ⓐ・b・c
IV-12 職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	Ⓐ・b・c
IV-13 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	Ⓐ・b・c
IV-14 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	Ⓐ・b・c
IV-15 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	a・Ⓑ・c
IV-16 実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取り組みをしている。	Ⓐ・b・c

評価所見

保育サービスの質については、市独自の自己評価チェックリストを年6回実施して保育の質の向上に活かしている。自己評価をし分析して、課題を明らかにしているが改善のための取り組みはしていない。人事考課等については、職員能力シートや課長ヒアリングを通して職員の意向を確認している。施設長は随時職員との個別面談を実施し、状況の把握に努めている。研修は市の研修計画に基づき研修を受講し、受講後には、報告会を行い職員の共有化やスキルアップを図っている。保育実習の受け入れは、マニュアルを整備し受け入れ体制は出来ており、実習生の意見を取り入れながら実習プログラムを作成するよう対応を図っている。

3 運営・管理、社会的責任

	第三者評価結果
IV-17 中・長期計画が策定されている。	①・b・c
IV-18 中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	a・②・c
IV-19 事業計画の策定が組織的に行われている。	①・b・c
IV-20 事業計画が職員に周知されている。	①・b・c
IV-21 事業計画が保護者等に周知されている。	①・b・c
IV-22 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取組を行っている。	①・b・c
IV-23 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	①・b・c
IV-24 子ども・保護者のプライバシー保護に関する規定・マニュアル等を整備している。	①・b・c
IV-25 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	①・b・c
IV-26 施設長自らの役割と責任を職員に対して表明している。	①・b・c
IV-27 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	①・b・c
IV-28 質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	①・b・c
IV-29 経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。	①・b・c
IV-30 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	a・②・c
IV-31 経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。	①・b・c
IV-32 外部監査が実施されている。	①・b・c
IV-33 保護者からの意見等に対して迅速に対応している。	①・b・c

評価所見

市総合計画、市子ども未来かがやきプランが策定され、毎年度当初に事業計画が職員に配布され周知が図られている。事業計画書は保護者にもわかりやすく説明し配布されている。利用者の満足の向上には、日常の送迎時の会話や行事後のアンケートにより保護者の意向を把握する他保護者の相談や個別面談は随時受けられるよう対応している。プライバシー保護は市個人情報保護条例に基づき適正に取り組んでいる。施設長は職務分担表に基づき職員会議の場において自らの役割と責任を明確している。保育の質の向上については、日常的に職員と話し合い施設長の考えを表明し、指導力を発揮している。経営や業務の効率化については、賄材料費、消耗品費の執行等について配慮するなど経営や業務の効率化等に努めているが十分ではなく、園の状況等について市当局に報告しながら相談し、改善のための方策に取り組んでいる。園の予算等について、必要に応じて職員会議で周知し、共有化が図られている。保護者からの意見等については、速やかに全職員が対応している。